

|                                                                             |                |     |               |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                       | 平成１８年９月２０日     | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第２部 |
| 事 件 番 号                                                                     | 平成１７年(行)１０８４６号 |     |               |
| ○ 生理用ナプキンに係る実用新案登録について、引用考案に基づいて当業者がきわめて容易に想到し得たとして、無効審判請求を不成立とした審決を取り消した事例 |                |     |               |

（関連条文） 実用新案法37条1項2号，3条2項

（事案の概要）

1 本件は，被告の有する実用新案登録について原告が無効審判を請求したところ，特許庁が請求不成立の審決をしたことから，原告がその取消しを求めた事案である。

2 本件審決は，被請求人（被告）の請求の範囲の減縮等を目的とする訂正を認めた上，本件考案は，引用考案1及び2に基づいて当業者がきわめて容易に考案をすることができたとはできないので，無効審判請求は成り立たないとしたものである。

（判決理由の要旨）

本判決は，

1 「本件考案と引用考案1は，本件考案の「中高部」は，圧着固定線によって非中高部に対して圧着固定するものであり，非中高部とは別部材から成るものであるのに対し，引用考案1の「隆起14」は，使用時に使用者の腿12と13の圧力下で形成されるものであり，吸収要素3の一部である点（以下「相違点」という。）において相違する」，

2 他方，「引用例2（甲5）には，ナプキン吸収材4を下部吸収材2と上部吸収材3で構成し，上部吸収材3は，下部吸収材2の幅よりも狭く形成され，幅方向中央部域を厚層にかつ後端部域を薄層に形成し，下部吸収材の少なくとも下面に不透水性シートを位置させ，上部吸収材3を透水性シートで被覆し，上部吸収材3の折込み部5の幅方向両端部に位置する透水性シート11を線状に熱圧（溶）着することにより，透水性シート11と不透水性シート10とを接合することが記載され，これらの構成により，「ナプキンを装着して歩く時にナプキンの幅方向両端部が太もものにこすれたり，両太もも間に挟まれた状態で従来のナプキンの中央部に生ずるが如き皺が生じたりすることなどに伴う使用感がなく」，「しかも膣部や臀部溝を含むその近傍部の肌に対する密着性が向上し経血の漏れを有効に防止することができる」，「更に上部吸収材の両端部に位置する透水性シートを熱可塑性で疎水性のネット状シートを介して下部吸収材に線状に接合したものにおいては，経血の吸収上最も重要なナプキンの中央部に位置する上部吸収材が装着時に移動することがなく」，「且つ所望のメッシュを有する前記ネット状シートを位置させたものにおいては，内部に一旦吸収された経血の肌当接面への逆流に効果あり，実用に供し極めて有益である」との作用効果を奏するものであると認められる。そして，引用例2においても，熱圧着部分（接合線）13を用いて折込み部5を固定する構成により，折込み部5の幅方向の変形，移動が規制されているから，本件考案の「幅方向に固定」がなされるとともに，

長手方向の変形，移動の規制も，透液性シートにより押さえつけられるという程度にはなされていることになり，本件考案の「長手方向に固定」がなされていることになる。したがって，引用例２には，本件考案の「中高部」に相当する「上部吸収材」を有する生理用ナプキン（引用考案２）が記載されていると認められる」，

３ 「そして，引用考案２は，引用考案１と同様に，同じ生理用ナプキンの考案であるから，引用考案１の「隆起１４」に替えて，引用考案２の「上部吸収材」を設け，その上部吸収材を吸収要素３に固定すること，すなわち，吸収要素とは別部材とし，かつ，あらかじめ吸収要素３に圧着固定して設けることは，当業者にきわめて容易に想到できるものと認められる」，

などとし，本件考案は引用考案１及び２に基づいて当業者がきわめて容易に想到し得たとして，原告の無効審判請求を不成立とした審決を取り消した。